

不足額給付Ⅱ

■対象者 令和7年1月1日に下野市に住民登録があり、以下の(1)～(3)すべての要件を満たす方。

(1) 本人として定額減税の対象外である

令和6年分所得税、令和6年度分住民税所得割がともに非課税(定額減税前の税額が0円)である

(2) 扶養親族等として定額減税の対象外である
税制度上、「扶養親族等」の対象外である

(3) 以下の低所得世帯向け給付金の対象世帯の世帯主・世帯員に該当しない

- ・令和5年度住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金(7万円)
- ・令和5年度住民税均等割のみ課税世帯に対する臨時特別給付金(10万円)
- ・令和6年度新たな住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(10万円)

※他の市区町村における同趣旨の給付金を含む。

例1

青色事業専従者や事業専従者(白色)で上記の要件を満たす方

例2

合計所得金額が48万円超で控除等により令和6年度分住民税所得割が非課税で上記の要件を満たす方

■給付額 4万円(ただし、令和6年1月1日時点で国外に居住していた場合等は3万円)

■申請方法 申請書(①)と支給要件を満たすことを確認できる書類(②～④)を税務課に提出

①申請書

②申請者の令和6年分所得の源泉徴収票 または 令和6年分確定申告書の控え

③申請者の令和6年度住民税 税額決定通知書 または 令和6年度住民税(非)課税証明書

④(事業主) 令和6年分確定申告書、または青色申告決算書

※市で把握している情報により対象と判断できた方には8月上旬に通知をお送りします。

■申請期限 10月31日(金)

■その他

②～④のうち、市で情報が把握できる方は書類が省略できます。対象と思われる方は税務課にお問い合わせください。

不足額給付についての詳細やFAQは市ホームページをご確認ください。



不足額給付についてはこちら



FAQはこちら

■問い合わせ先 今回の「不足額給付」に関すること

税務課 ☎(32)8891

令和6年度に実施した「調整給付」に関すること

社会福祉課 ☎(32)8899

※制度が複雑であり、確認事項が多岐にわたることから、支給要件に該当するかなどの問い合わせについては、回答にお時間をいただく場合があります(当日中に回答できない場合があります)。

※電話では本人確認ができないため、個人情報となる課税情報などに関する問い合わせについては回答できません。本人確認書類をお持ちのうえ、窓口にお越しください。

相
談
児

ぜひみんな笑顔になれる!

子育て支援

学校法人 愛泉学園
子育て応援団

愛泉幼稚園

親子教室
ファミリークラブ

小金井
国分寺
地区

0285-44-7783
小金井4-12-8

第二愛泉幼稚園

親子教室
にこにこクラブ

柴/駅東
緑/祇園
地区

0285-44-2838
柴1403

吉田保育園

子育てサロン
-YOSHINA-

仁良川
吉田
地区

0285-48-5054
本吉田783-1

広告